

死亡労働災害防止対策等の強化について(緊急要請)

茨城労働局では、第13次労働災害防止推進計画（計画期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日）の2年目を迎えた本年において、労働災害が増加傾向にある業種を重点業種として集中的な取組を行うなど、労働災害の減少に向けた各種施策を推進しているところです。

このような中、茨城県内の労働災害については、4月末現在（速報値）で休業4日以上の死傷者数が664人、うち死者数が3人となり、近年で最も少ない状況となっていました。

しかしながら、5月以降、建設・製造現場等において、機械にはさまれる等により、立て続けに6人の死亡災害（うち2人が外国人）が発生しており、今年に入ってから既に9人の尊い命が失われています。また、この他にもリサイクル工場で2件の大規模な火災が発生しているなど、死亡労働災害などの増加が懸念される緊急事態となっています。

この急激な死亡労働災害の増加傾向に歯止めをかけるためには、それぞれの事業場において、安全衛生活動の総点検を実施するなどにより、安全衛生管理体制を確立させ、労使が一体となって計画的かつ継続的な安全衛生活動に取り組むことが重要となります。

事業場の皆様におかれましては、7月1日から展開されます「全国安全週間」を契機として、関係法令をはじめとした作業手順などの基本的なルールが守られているか、今一度総点検していただくとともに、労働者の安全意識を高揚させる下記の取組を活発化していただくよう要請いたします。

記

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること。
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても、安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全衛生管理体制を充実させること。
- 3 雇入れ時教育（外国人労働者への母国語等で作業手順や安全のためのルールの理解、安全衛生教育を含む。）を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること。
- 4 職場点検、4S活動、危険予知活動、危険の「見える化」（図解等の工夫で分かりやすい、労働災害防止のための標識・掲示等の設置を含む。）、ヒヤリ・ハット対策、リスクアセスメントなどの日常的な安全衛生活動を活性化させること。
- 5 自覚症状の有無に関わらず、水分・塩分を積極的に取る等、熱中症予防対策を徹底すること。

令和元年6月21日
茨城労働局長 福元俊成